

私たちは、ボランティア精神により、「市民後見人」として
地域社会に貢献することを目指します。

特定非営利活動法人 市民後見人の会

東京都品川区大井1-15-1 品川成年後見センター分室

1 深刻な現状

人は誰でも「尊厳ある生き方」をする権利があります。しかし現実には認知症や知的障害などの要因で、社会で生きていく上での十分な判断が出来ず、厳しい生き方を強いられている人たちが数多くいます。超高齢社会を迎える現在、高齢者の5人に1人が認知症を抱えていると言われていています。また、身寄りがなく一人暮らしをしている認知症高齢者の増加は深刻な社会問題となっています。

2 成年後見制度

このように十分な判断が出来ず、生き辛さを抱えている人たちの権利や財産を守り生活を支援するため、平成12年に介護保険制度とともに「成年後見制度」が誕生しました。この制度の下、認知症高齢者や障害をもった人たちの生きる権利や生活を守るため、「後見人」と呼ばれる人たち（家庭裁判所が選任します）が、財産管理や生活を支援する身上保護などの業務にあたります。この制度における「後見」とは平たくいうと「困っている人、弱っている人の後ろ楯となり支える」ということです。



3 市民後見人

この成年後見制度を必要とする認知症高齢者や障害をもった人たちは全国で約700万人とも言われています。しかし実際に後見人がついている人はごくわずかに過ぎません。職業として後見人となっている弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家の数もまだまだ少数です。

こうしたことを背景に誕生したのが「市民後見人」です。市民後見人とは、後見活動に必要な一定の知識を得た、社会貢献への意欲の高い普通の市民が活動する人を指します。しかし現状では市民後見人の数も絶対的に足りていません。欧米諸国では成年後見制度がわが国とは比較にならないほど普及しており、特に進んでいるドイツでは市民後見人のことを「名誉職世話人」（ドイツでは成年世話人制度という）とよび、多くの一般市民が後見活動を行っています。



国も市民後見人を育成することが社会的急務という判断から、平成23年に老人福祉法を改正して市町村に市民後見人を育成するための努力規定を新設し（32条の2）、また平成28年4月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が国会で成立しました。この法律は、その理念のうちの一つとして、「国や地方公共団体はその責務として市民後見人の育成を目指す」としています。

4 「市民後見人の会」

A 実践活動

私たちは平成 18 年 11 月に任意団体「市民後見人の会」として誕生し、平成 20 年 2 月に法人登記をし NPO 法人として活動を始めました。発足当初より、我が国での成年後見推進の先駆けとして知られる品川成年後見センター（品川区社会福祉協議会）とタッグを組んで活動を進めてきました。

私たちは、「人に寄り添いその人の生活を支える」という理念のもと、後見業務を実際に行う「実践活動」を何よりも重視してきました。これまで 54 名の方たちに対する後見活動を行い（令和 5 年 1 月現在）、一定の評価も得て内閣府の『平成 24 年度 高齢社会白書』にも私たちの活動が紹介されています。



B 広報活動・養成講座

成年後見制度を多くの人たちに知ってもらうため、品川区主催の各種イベントや町会の集まり等に積極的に参加し、ビデオ上映等の広報活動を行っています。

また普及活動として、更には新しい仲間たちを募るため毎年、市民後見人養成講座を主催し、これまでの受講生は 550 名を超えています。

C 業務指導委員会

私たちの後見活動を検証するため、成年後見に詳しい外部の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士他）の方たちと業務指導委員会を毎年定期的に関き、活動に対する意見及びアドバイスを頂き、会としての質の向上を図っています。

5 私たちの会へのお誘い

私たちの会は NPO 法人として成年後見を家庭裁判所から受任し、実際の後見活動は二人ひと組（新人と経験者）で行い、それを NPO として支えます。後見という活動は責任ある大事な仕事ですが、チーム



として進めるため安心して取り組むことができます。また、後見担当者同士が集まりスキルアップ、情報交換のための勉強会を定期的に行っています。

今まで会社人生を送られてきた方たちや、時間に余裕ができた方たちをはじめ多くの方たちが「有意義で生き生きとしたシニア人生」を送るためにも、私たち「市民後見人の会」に参加され、ともに活動されることを期待します。

なお、私たちの会に参加され実践活動を行うには、原則として本会主催の市民後見人養成講座を受けて頂く必要があります。

特定非営利活動法人 市民後見人の会

（会員数 85 名 2023 年 1 月現在）

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室 3 階

TEL（代表）：080-3912-3259（月～金曜日の 10 時～15 時）

TEL & FAX：03-6303-8265

MAIL：npokouken@gmail.com HP：<http://www.shiminkoukenninnokai.jp>